(3)　当該機関の従業員として当該製品又は役務の開発に従事していた期間の開始時点に対し、終了時点における当該機関の全ての事業の試験研究費その他中小企業等経営強化法施行令（平成十一年政令第二百一号）第三条第一項に規定する費用の合計額（以下「試験研究費等合計額」という。）が百分の四十以上増加し、かつ、当該製品又は役務の開発に従事していた当該期間の終了時点における全ての事業の試験研究費等合計額が二千五百万円以上であること。

(4)　当該機関の当該製品又は役務の開発に従事していた期間の開始時点に対し、終了時点における当該製品又は役務の試験研究費等合計額が百分の四十以上増加し、かつ、当該製品又は役務の開発に従事していた当該期間の終了時点の試験研究費等合計額が二百五十万円以上であること。

八　認定を受けようとする社外高度人材活用新事業分野開拓計画を開始しようとする日から遡って十年間において、本邦の公私の機関との契約に基づいて、製品又は役務の販売又は提供に二年以上従事し、かつ、当該機関が、認定を受けようとする社外高度人材活用新事業分野開拓計画を開始しようとする日から遡って十年間において継続して上場会社等でない場合、次のイ又はロに該当すること。

イ　当該機関の従業員として当該製品又は役務の販売又は提供に従事していた期間の開始時点に対し、終了時点における当該機関の全ての事業の売上高が百分の百以上増加し、かつ、当該製品又は役務の販売又は提供に従事していた当該期間の終了時点における全ての事業の売上高が二十億円以上であること。

［新設］

［新設］

［新設］

ロ　当該機関の当該製品又は役務の販売又は提供に従事していた期間の開始時点に対し、終了時点における当該製品又は役務の売上高が百分の百以上増加し、かつ、当該製品又は役務の販売又は提供に従事していた当該期間の終了時点の売上高が二億円以上であること。

九　認定を受けようとする社外高度人材活用新事業分野開拓計画を開始しようとする日から遡って十年間において、本邦の公私の機関との契約に基づいて、資金調達に二年以上従事し、かつ、当該機関が、認定を受けようとする社外高度人材活用新事業分野開拓計画を開始しようとする日から遡って十年間において継続して上場会社等でない場合、当該機関の当該資金調達に従事していた期間の開始時点に対し、終了時点における当該機関の法人税法（昭和四十年法律第三十四号）第二条第十六項に規定する資本金等の額（以下この号において「資本金等の額」という。）が百分の百以上増加し、かつ、当該資金調達に従事していた当該期間の終了時点の当該機関の資本金等の額が一千万円以上であること。

（診断及び指導に係る要件）

第八条　法第六条の経済産業省令で定める要件は、次のとおりとする。

一～四　［略］

五　次のイからハまでのいずれかに該当する会社であること。

イ　新規中小企業者（合併又は分割により設立されたものを除く。）のうち、法第二条第三項第二号に該当するもの（ロ及びハにおいて「第二号新規中小企業者」という。）であって次の(1)から(3)までのいずれかの要件を満たすものであること又は同項第三号に該当するものであること。

(1)　前事業年度において試験研究費等合計額の中小企業等経営強化法施行令（平成十一年政令第二百一号）第

（診断及び指導に係る要件）

第八条　法第六条の経済産業省令で定める要件は、次のとおりとする。

一～四　［略］

五　次のイからハまでのいずれかに該当する会社であること。

イ　新規中小企業者（合併又は分割により設立されたものを除く。）のうち、法第二条第三項第二号に該当するもの（ロ及びハにおいて「第二号新規中小企業者」という。）であって次の(1)から(3)までのいずれかの要件を満たすものであること又は同項第三号に該当するものであること。

(1)　前事業年度において試験研究費その他中小企業等経営強化法施行令（平成十一年政令第二百一号）第三